

請願関係資料（ライドシェア・白タク合法化反対の意見書採択を求める請願）

国家戦略特区における規制改革メニューおよび国家戦略特別区域法の概要

1. 規制改革メニュー（観光）《抜粋》

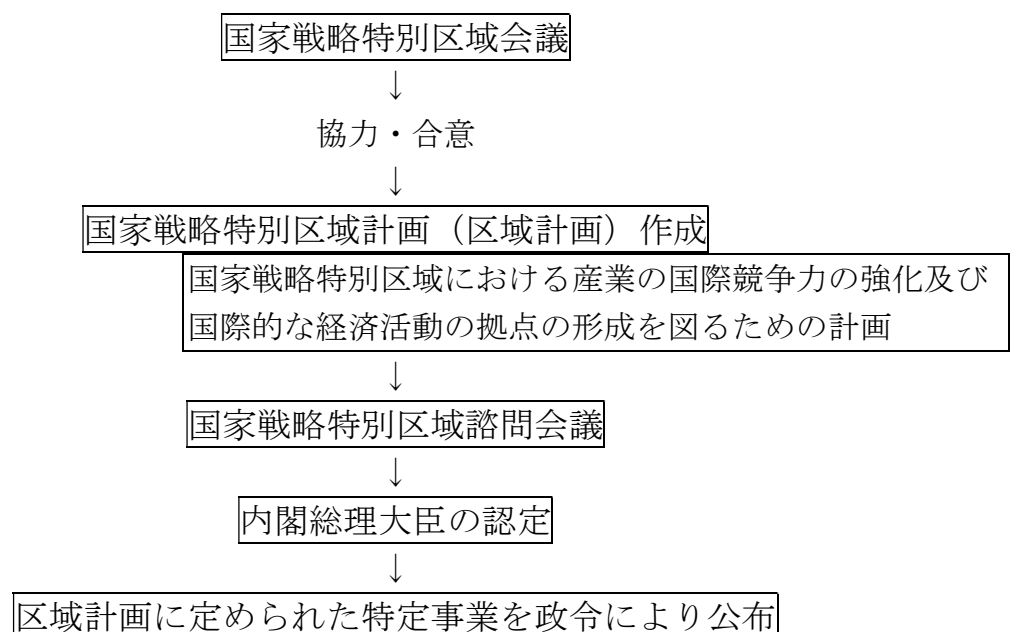
規制改革事項	概要	実現時期	初の自治体
自家用自動車	過疎地等での自家用自動車の活用拡大 過疎地域等での主として観光客のための制度として、市町村、運送実施予定者及び交通事業者が相互の連携について協議した上で、特区の区域会議が、運送の区域等を迅速に決定できるようにする。	2016年 5月 特区法成立	—

※内閣府地方創生推進事務局ホームページより引用
現段階では、国家戦略特別区域法の改正による自家用自動車の活用拡大区域はない。

2. 国家戦略特別区域法の概要

国家戦略特別区域は、特区ごとに設置された『国家戦略特別区域会議』の協力・合意を得て、『国家戦略特別区域計画』を作成し、『国家戦略特別区域諮問会議』に諮り、内閣総理大臣の認定を受けることになり、政令により公布される。

概念図



東京圏国家戦略特別区域会議開催日時及び認定事業一覧

	区域会議開催日	認定事業等
第1回	平成26年10月1日	・ 素案決定
第2回	平成26年12月9日	・ 都市再生特別措置法の特例 1件 【日比谷】 ・ 保険外併用療養に関する特例 3件 【慶應義塾大学病院、国立がん研究センター、東京大学病院】 ・ 病床規制に係る医療法の特例 1件 【がん研有明病院】 ・ 雇用労働相談センターの設置 1件
第3回	平成27年3月4日	・ 都市計画法の特例 2件 【竹芝、虎ノ門四丁目】 ・ エリアマネジメントに係る道路法の特例 1件 【丸の内仲通り・行幸通り等】 ・ 保険外併用療養に関する特例 3件 【がん研有明病院、順天堂大学医院、東京医科歯科大学病院】 ・ 病床規制に係る医療法の特例 2件 【慶應大学病院、順天堂大学医院】 ・ 東京開業ワンストップセンターの設置 1件
第4回	平成27年6月15日	・ 都市計画法の特例 3件 【大手町一丁目、日比谷線新駅、虎ノ門一丁目】 ・ エリアマネジメントに係る道路法の特例 3件 【新宿副都心街路、大崎駅周辺街路、蒲田駅周辺街路】 ・ 外国医師に関する特例 3件 【慶應大学病院、順天堂大学付属順天堂病院、聖路加国際病院及び聖路加メディロカス】
第5回	平成27年9月3日	・ 都市計画法の特例 3件 【八重洲一丁目6、八重洲二丁目1、愛宕】 ・ 公証人法の特例 1件
第6回	平成27年10月14日	・ 旅館業法の特例 1件 【大田区】 ・ 創業人材の受入れに係る入管法の特例 1件
第7回	平成27年11月26日	・ エリアマネジメントに係る道路法の特例 1件 【自由が丘駅周辺街路】 ・ 都市公園内の保育所設置特例 1件 【荒川区の都立汐入公園】
第8回	平成27年12月11日	東京都不参加のため認定事業なし
第9回	平成28年2月4日	・ 都市計画法の特例 1件 【羽田空港跡地】 ・ 都市公園内の保育所設置特例 1件 【世田谷区の都立祖師谷公園】
第10回	平成28年3月24日	・ 都市計画法の特例 3件 【大手町（常盤橋）、品川駅周辺、臨海副都心有明】 ・ エリアマネジメントに係る道路法の特例 2件 【日本橋仲通り及び江戸桜通り地下歩道、池袋駅東口グリーン大通り】 ・ 都市公園内の保育所設置特例 2件 【世田谷区の都立蘆花恒春園、品川区立西大井広場公園】 ・ 自然由来特例区域における土壌汚染に係る認定調査の特例 1件
第11回	平成28年5月10日	・ 特区医療機器薬事戦略相談 3件 【慶應大学病院、国立がん研究センター、東京大学病院】

衆議院

The House of Representatives, Japan

衆議院トップページ > 本会議・委員会等 > 委員会ニュース > 第190回国会閣法第53号 附帯決議

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 法人農地取得事業の実施に当たっては、この制度が担い手不足や耕作放棄が深刻な地域の農業の活性化を目的としていることに鑑み、この目的から逸脱した全国展開を前提としないこと。また、本法に基づく対象地域を検討するに当たっては、当該地域の農業経営及び農地の利用状況等について慎重に検討すること。

二 株式会社の農地所有を認めるに当たっては、当該農地等が目的外使用、転売又は開発行為等により荒廃すること等のないよう十分に配慮すること。

三 株式会社の農地所有を認めた後、目的外使用等を理由に農地等の所有権を特定地方公共団体に移転するに当たっては、当該地方公共団体は住民の負担を軽減するよう努め、売買による場合においては適切な価格で取得するなど、当該地方公共団体の住民に必要な以上の負担とならないよう配慮すること。

四 国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業については、あくまでバス・タクシー等が極端に不足している地域における観光客等の移動の利便性の確保が目的であり、同制度の全国での実施や、いわゆる「ライドシェア」の導入は認めないこと。

五 自家用自動車による有償運送において、観光客等を対象にする場合には、運転者に第二種運転免許の取得者を充てるなど、安全の確保に万全を期すること。併せて、運転者や乗客が犯罪に巻き込まれないよう、タクシー事業者に準じた対策を講ずること。

六 過疎地等において移動手段の確保を図るに当たっては、自家用自動車による有償運送はあくまで特例であることに鑑み、バス・タクシー等の一般旅客自動車運送事業の振興や、それらへの公的補助、業務委託など、バス・タクシー等の活用についても併せて取り組むこと。

七 国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業は、あくまで非営利を前提に特例として認められる点に鑑み、バス・タクシー等の既存の有償運送事業者で対応可能な場合にはこれを認めないこと。また、事業の実施に当たっては、バス・タクシー等の既存の有償運送事業者との協議を十分に行うべく努めること。さらに、自家用自動車による有償運送が、いわゆる白タク行為となることを防ぐ観点から、事実上の営利事業とならないよう万全の対策を講ずること。

八 国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の実施に当たっては、薬剤師による服薬指導が対面を原則としていることに鑑み、あくまで離島や過疎地など、対面での服薬指導が困難な地域に限定し、これらの地域要件を外した全国展開を前提としないこと。

出展：衆議院ホームページ

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 法人農地取得事業の実施に当たっては、この制度の全国展開及び実施期間の延長を前提としないこと。また、本法に基づく対象地域を検討するに当たっては、当該地域の農業経営及び農地の利用状況等について慎重に検討すること。

二 株式会社の農地所有を認めるに当たっては、当該農地等が目的外使用、転売又は開発行為等により荒廃すること等のないよう十分に配慮すること。また、近隣農家等の懸念・不安の払拭に努めること。

三 株式会社の農地所有を認めた後、農地の利用状況等についての的確に監視するよう地方公共団体を指導するとともに、目的外使用等を理由に農地等の所有権を特定地方公共団体に移転するに当たっては、当該地方公共団体は住民の負担を軽減するよう努め、売買による場合においては適切な価格で取得するなど、当該地方公共団体の住民に必要な以上の負担とならないよう配慮すること。

四 国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業については、公共交通であるバス・タクシー等が極端に不足している地域における観光客等の移動の利便性の確保が目的であることから、既存の一般旅客自動車運送事業で対応可能な場合はこれを認めないこと。また、同制度の全国での実施や、いわゆる「ライドシェア」の導入は認めないこと。

五 自家用自動車による有償運送において、観光客等を対象にする場合には、運転手に第二種運転免許の取得者を充てるなど、タクシー事業者に準じた安全対策を講ずること。

六 自家用有償旅客運送はあくまで特例であることに鑑み、公共交通を維持・発展させるために、バス・タクシー等の一般旅客自動車運送事業の振興や、それらへの公的補助、業務委託など、バス・タクシーの活用についても併せて取り組むこと。

七 国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の実施に当たっては、離島や過疎地など、対面での服薬指導が困難な地域に限定し、全国展開を前提としないこと。

出展：参議院ホームページ

都道府県別事業者数及び車両数

平成27年3月31日現在

運輸局	都道府県	法人タクシー 事業者数	法人タクシー 車両数	福祉輸送限定 事業者数	福祉輸送限定 車両数	個人タクシー 車両数
北海道		338	10,354	581	750	1,797
東北	青森	121	2,662	231	271	108
	岩手	140	2,231	67	80	82
	宮城	200	4,196	151	172	664
	福島	154	2,398	201	253	65
	秋田	93	1,353	48	56	69
	山形	82	1,243	49	71	81
関東	茨城	236	2,875	241	280	0
	栃木	106	1,841	155	216	61
	群馬	66	1,629	178	204	4
	埼玉	194	5,919	472	608	193
	千葉	215	5,989	507	619	757
	東京	441	30,907	854	1,221	14,430
	神奈川	186	9,959	594	713	2,486
	山梨	87	997	63	88	0
北陸信越	新潟	130	2,805	112	161	370
	長野	124	2,725	101	137	97
	富山	55	987	54	88	85
	石川	81	1,847	61	69	271
中部	福井	55	902	73	114	123
	岐阜	60	2,090	58	80	126
	静岡	122	4,855	121	216	261
	愛知	155	8,481	339	545	802
	三重	52	1,362	223	267	8
近畿	滋賀	29	1,291	96	133	41
	京都	76	6,487	154	218	2,264
	大阪	206	15,618	1,095	1,291	3,288
	兵庫	226	6,951	599	730	1,232
	奈良	64	1,144	250	341	15
	和歌山	71	1,541	100	154	68
中国	鳥取	28	707	30	38	0
	島根	105	1,238	59	102	0
	岡山	156	3,182	156	245	218
	広島	255	5,657	341	449	1,171
	山口	132	2,430	62	84	96
四国	徳島	106	1,083	153	178	62
	香川	90	1,524	68	81	127
	愛媛	167	2,170	145	212	236
	高知	131	1,180	81	114	167
九州	福岡	291	9,991	181	290	2,200
	佐賀	48	1,130	19	23	55
	長崎	142	2,750	100	169	495
	熊本	173	3,300	93	151	404
	大分	82	2,177	70	123	161
	宮崎	46	2,091	67	83	76
	鹿児島	145	3,649	58	74	338
沖縄	沖縄	139	3,465	152	175	1,308
合 計		6,390	191,363	9,663	12,737	36,962

(注)①国土交通省調べ。

②法人タクシー事業者数及び車両数は、一般タクシー(ハイヤー、患者等輸送限定車両を除く)のみ。

③法人タクシー事業者は、複数の支局に営業区域を有する事業者を単一化して算出した値。

④福祉輸送限定事業とは、運送の引受けを営業所で行い、身体障害者、要介護者、要支援者、その他単独で公共交通機関を利用することが難しい利用者などに旅客を限定して営業するタクシー事業。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

自動車局と同時発表

平成28年12月20日

関東運輸局プレスリリース

東京のタクシー初乗り短縮運賃の公示について

本年4月5日以降、東京（東京都特別区・武三地区）のタクシー運賃変更についての変更要請が行われておりましたが、本日付けで新たな運賃の公示をしましたのでお知らせします。

運賃の見直しに加え、接客マナーなど事業者のサービス向上により、タクシーを短距離でも利用しやすいものにすることを目指します。

1. 新運賃（普通車の場合）

	現行運賃 (上限運賃)	新運賃 (上限運賃)
初乗り距離	2.0km	1.052km
初乗り運賃	730円	410円
加算距離	280m	237m
加算運賃	90円	80円
時間距離併用制運賃	時速10km以下 105秒毎に90円	時速10km以下 90秒毎に80円

2. 運賃ブロック

東京都特別区、三鷹市、武蔵野市

3. 実施時期

平成29年 1月30日（月）

4. 新運賃のポイント

- ☐ 約2kmまでの運賃は引下げになります。
- ☐ 約2kmから約6.5kmまでの運賃は引下げになる部分と引上げになる部分があります。
- ☐ 約6.5km以上の運賃は引上げになります。

【運賃の比較（例）】

	1km	1.5km	2km	4km(※)	9km	15km	30km
現行運賃	730円	730円	730円	1,450円	2,980円	4,960円	9,730円
新運賃	410円	570円	730円	1,450円	3,130円	5,130円	10,250円
(増減額)	(-320円)	(-160円)	(±0円)	(±0円)	(+150円)	(+170円)	(+520円)
(%)	(-44%)	(-22%)	(0%)	(0%)	(+5%)	(+3%)	(+5%)

※東京の平均乗車距離

- 今回の見直しは、初乗り運賃を引き下げることにより、短距離利用者からの運賃収入について一定の減収が見込まれることから、その減収を、中長距離利用者の運賃引き上げによってカバーし、全体として運賃収入が変わらないよう運賃を組み替えるものです。
- 今回の運賃組替えと併せて、短距離利用者に対する運転者の接客マナーなどのサービスを向上させ、タクシーが短距離でも利用しやすいものとしていくよう取り組むことを事業者に求めています。
- 今後3年以内に運賃組替え後の状況について事後検証を行う予定です。

連絡先 関東運輸局自動車交通部
 旅客第二課 仲野・小林
 電話：045-211-7246（直通）
 F A X：045-201-8802

（配布先）神奈川県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ、
 都庁記者クラブ、物流専門紙、ハイタク専門紙